

平成27年(ワ)第570号 マイナンバー離脱等請求事件

原告 坊真彦 外49名

被告 国

準備書面 10

平成31年2月28日

金沢地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵 正 明


原告らは、本書面において、被告の平成30年11月30日付け第4準備書面（以下「被告第4準備書面」という。）について、必要な範囲で反論する。

第1 被告第4準備書面第1の2への反論（自己情報コントロール権は憲法13条で保障された権利であること）

1 明示的に定めた法令の不存在が理由にならないこと

被告は、被告第4準備書面第1の2(1)ア（5頁）にて、実体法上の権利として明示的に定めた法令が存在しないと主張する。

しかしながら、憲法14条以下のいわゆる「人権カタログ」に明示されていない権利利益であっても、「人格的生存に不可欠な権利利益」が人権として保障され、憲法13条がその根拠規定とされることについては、学説に異論はなく、判例もこれを認めている。したがって、明示的に定める法令がないことは、自己情報コントロール権が憲法13条で保障されないことの理由にはならない。

2 住基ネット訴訟最高裁判決は「自己情報コントロール権」を否定していないこ

と

被告は、被告第4準備書面第1の2(1)イ（5～6頁）にて、住基ネット訴訟最高裁判決について、「自己情報コントロール権」を憲法上の人権とは認めないと判断を前提にしたものと解される、と主張する。

しかし、判決文から明らかなとおり、住基ネット訴訟最高裁判決には、「自己情報コントロール権」を憲法上の人権とは認めないと判断を明示する部分は、存在しない。むしろ、控訴審（大阪高裁平成18年11月30日住基ネット違憲判決）が定立した「自己情報コントロール」について、何ら明示的に否定するなどしていない。

そして、住基ネット訴訟最高裁判決は、住基ネットに関する具体的な検討内容を踏まえたうえで、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」と並列して、「自己のプライバシーに関わる情報の取扱いについて自己決定する権利なし利益（引用者注：いわゆる「自己情報コントロール権」）が違法に侵害されたとする被上告人らの主張にも理由がない」と判示している。自己情報コントロール権が憲法上保障されていないのであれば、法律論として否定すればよいのであって、否定する前提として住基ネットの具体的な内容を検討する必要はない。住基ネット訴訟最高裁判決が、わざわざ住基ネットに関する具体的な内容検討を行ったうえで、憲法13条で保障されることを新たに認めた「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」と並列する形で、「自己情報コントロール権」の侵害を否定しているということは、自己情報コントロール権が憲法上保障されることを否定するどころか、憲法上保障される権利利益であることを認めたうえで、具体的な事案に即して、未だ違法に制約されていないと判断したものと解ざるを得ない。

したがって、住基ネット訴訟最高裁判決が自己情報コントロール権を認めないと判断を前提としているとの被告の主張は、誤りである。

3 ドイツの裁判例を参考にすべきこと

被告は、被告第4準備書面第1の2(2)（6頁）にて、ドイツの裁判例は、法制度の異なる他国における判決であるから根拠となり得ない、と主張する。

しかしながら、プライバシーを人権として捉えるという点で、ドイツと日本は、議論の出発点を同一にする。また、ドイツでは国内において税番号法という悉皆性のある番号制度が導入されているとともに、包括的な個人情報保護法制も整備されており、個人情報に関する法制度は、日本と類似の状況にある。さらに、ドイツの憲法（基本法）では、個人の尊厳に関する一般条項を根拠に、一般的人格権としてプライバシーに関する人権を保障する構造をとっている。これは、憲法13条「個人の尊重」から導出される人格権としてプライバシーに関する人権を保障する日本の憲法論・判例法理とも、整合的である（甲24：218～220頁）。

さらに学説においても、日本の個人情報保護に関する立法は、「アメリカ法というよりもドイツの情報自己決定権を見ていたと考えている」「情報化社会ではとるに足らないデータはない、センシティブ性はコンテキストで決まるという立場の立法は、情報自己決定権を意識していた」と評されている（甲23：34～35頁）。

そして、ドイツにおいては、個人情報保護法制に関する議論が日本よりも蓄積されている。特に、憲法裁判所における判例の集積を経て、自己情報決定権の概念を中心に、その司法判断の枠組みが、判例理論の中で個人情報保護に焦点を当てて整理されている。この点は、日本における憲法判断においても、大いに参考になるとされている（甲23：35頁）。したがって、本件訴訟においても、ドイツの裁判例は、大いに参考にされなければならない。

第2 被告第4準備書面第2の2への反論

1 個人番号の利用範囲に関し、被告は、個人番号及びこれらに紐付けされた特定個人情報の管理、利用等に関しては、番号利用法第9条、第19条で限定されて

いると反論する。また、同条で扱われる情報はいずれも番号制度の導入前から行政機関等で管理、利用されていた情報であるとも反論する。

しかし、原告らが準備書面4において主張しているのは、マイナンバー法の規制の下における問題点ではない。原告らは、マイナンバーと紐付けされる情報には機微性・秘匿性の高い個人情報が含まれていることを前提に、情報提供ネットワークシステムが国の管理下におかれていることで、「国側からはその気になりさえすればいつでもあらゆる個人情報にアクセスし、名寄せすることが可能である」こと、そしてこの危険性が国民の萎縮効果を招くことを主張しているのである。

したがって、被告の反論は的外れである。

2 銀行では、2018年1月から、国税通則法などの定めに基づき、預貯金口座に係る個人情報とマイナンバーを紐付けて管理すること（いわゆる「預貯金口座付番」）が義務付けられている。そして、これは行政機関などによる税務調査や生活保護などの資産調査に利用されることとされている。

すなわち、マイナンバーと紐付けされた個人情報が法制度上どのような扱いとなっているかが問題の本質なのではなく、個人所得の把握のために、預金口座に係る個人情報とマイナンバーが紐付けされていること自体が問題なのである。

3 被告は、誤送付の通知書につき、誤送付先以外の漏洩がないことを確認しているから、違憲であるとする原告らの主張は理由がないとする。

しかし、原告らは誤送付という権利侵害が憲法違反だと言っているわけではない。マイナンバーを誤配達、誤開封という危険の下に扱うことを取り上げ、「正当な目的が無く、かつ目的との手段との関連性もなく、個人のプライバシー権・情報コントロール権を制約」することを理由に憲法13条に反していると主張しているのである。

したがって、被告の主張は反論になっていない。

なお、そもそも誤送付があること自体が大問題なのであり、これからも誤送付

は起こりうるし、漏洩の危険もありうるところである。

第3 被告第4準備書面第3の2（1）への反論

1 被告は、個人情報は「分散管理」され、「不正アクセスを試みる者も含め何者からの不正アクセスも防ぐ仕組みが構築されて」いるとする。

また、「地方公共団体の自治体中間サーバーに不正アクセス等があったとしても、芋づる式に他の地方公共団体の自治体中間サーバーに保存された情報を引き出せるものではない」ともする。

2 しかし、原告準備書面4第3の1（2）において指摘したように、そもそも重要なのは「一元管理」か「分散管理」かという言葉の問題ではない。また、被告が主張する不正アクセスを防ぐ仕組みというものが、実効性のある仕組みであるか否かも不明である。

そして、被告が主張するように、仮に「地方公共団体の自治体中間サーバーに不正アクセス等があった」とすれば、そのこと自体が大問題であるが、それを撇くとしても「芋づる式に他の地方公共団体の自治体中間サーバーに保存された情報を引き出せるものではない」と言えるか否かも疑問である。何故なら、1つの地方公共団体の保有する個人情報の中には他の行政機関が保有する個人情報が含まれているからである。また、結局のところ1つの中間サーバーに全国全ての地方公共団体の保有する個人情報の全てが集約している状況において、万全の安全策をとることが本当にできるのかという問題もある。これらのことは、原告準備書面4において既述した。

以上のように、被告は原告らが既に指摘した問題点に全く答えておらず、反論となりえていない。

第4 被告第4準備書面第3の2(2)への反論

1 被告は、番号利用法19条16号は、個人情報保護委員会規則に具体的に委任

する法律の規定であり、番号利用法19条16号に基づく個人情報保護委員会規則の規定が法律の具体的な授権に基づいて制定された規定とはいえないとの原告らの主張は失当であると反論している（被告第4準備書面15頁3行目以下）。

2 しかし、被告の上記反論は、①マイナンバー法においてやり取りされる情報が税や社会保障に関する、センシティブな、秘匿性の高い情報であり、それが憲法上特に保護すべき情報であること、②住基ネット判決の要請、③個人情報保護委員会規則に委任する同法のその他の規定に比べても、具体的な基準、考慮すべき要素等が提示されていないこと、④民主的コントロールを受けていない個人情報保護委員会に広範な規則制定権を認めることの問題など（いずれも原告第6準備書面参照）、本件における憲法上の問題、具体的な事情を何ら踏まえていないものであり、原告の主張に対する反論になっていない。

3 なお、原告の指摘する上記の諸点について、玉蟲教授（日本大学法学部教授、憲法学）は、次のように述べている。

「さらに問題なのは、番号法19条1号から15号までが情報提供の範囲をある程度限定しているのに対して、16号が「その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき」にも提供を可能としていることである。この規定は、情報提供について法律ですべてを規定するのが困難との判断から、個人情報保護委員会規則による追加的な情報提供範囲の拡大を予定したものと考えられるが、個人情報保護委員会は「特定個人情報の適正な取扱いを確保」するために設置された監視機関にすぎない（同法33条以下）。かかる監視機関が情報提供範囲の拡大について権限をもつということになれば、個人のプライバシーへの介入が行政機関の自律的判断によって可能になることとなり、憲法が要求する「法律」による権利の制限（憲法41条、13条）という前提を逸脱することになる。番号法19条16号は、行政機関の恣意にもとづく情報提供範囲の拡大を引き起こしかねない。したがって、同条同号により個人情報保護委員会規則を通じて行われる番号法所定の範囲を越える情報提供行為は目的達成手段としては著しく合理性を欠き、違憲と評価すべきであるし、同条同号そのものが憲

法上の要請に反するものとして違憲とされるべきである。」（玉蟲意見書（甲34）20頁
15行目以下）

また、番号法19条14号についても、同様の問題があることを玉蟲教授（日本大学法学部教授、憲法学）は、次のように述べている。

「しかし、それでもなお濫用等について十分な措置が定められているとはいがたい点もある。たとえば、番号法19条14号は「刑事事件の捜査」のための情報提供を許容しているが、ここには本質的に濫用ないし過剰な情報収集の危険性が存在している。捜査の端緒となる嫌疑の程度や犯罪の軽重などを一切問わずに、捜査機関が個人番号に紐づけられた膨大な量の個人情報の提供を受けうるとすれば、それは明らかに過剰なプライバシーへの介入行為となろう。しかも、同条同号にもとづいて行われる捜査機関への情報提供については、同法36条により、個人情報保護委員会の権限が及ばないこととされており、濫用防止の措置が不十分である。たとえ、刑事訴訟法および刑事訴訟規則によって捜査機関に各種の義務が定められているといっても、番号法上は際限なく個人情報を収集可能である点で、捜査機関による秘密裡での重要個人情報の収集・利用を結果的に承認するものとしてプライバシー保護の要請に反する。同条同号にもとづく刑事事件の捜査のための情報提供は、提供される個人情報の範囲が限定できず、包括的な人格プロフィールが開示される可能性が否定できないため、個人番号を濫用するものであり、必要性・合理性を満たさず違憲である。

同様のことは、番号法19条14号が「その他政令で定める公益上の必要があるとき」にも情報提供を認める点にもいえる。これについては、番号法施行令26条および別表がその範囲を定めているが、その範囲は行政機関が如何様にも拡大できるものである。「公益上の必要」は文言として不明確であるため、行政機関による範囲拡大を限界づける意味をもちえない。かかる規定も個人番号の濫用を引き起こす可能性があるものというべきであろう。」（玉蟲意見書（甲34）24頁2行目以下）

第5 被告第4準備書面第3の2(3)への反論

- 1 被告は、マイナポータルのセキュリティ対策について適切な保護措置等を講じているから原告の主張には理由がない、などと主張する。
- 2 しかし、そもそも原告が原告準備書面4第2の5(2)ウ・25及び26ページにて主に主張しているのは、被告が国民の利便性向上をうたうマイナポータルは、実際には国民の利便性向上につながらないこと、すなわちマイナンバー制度導入の必要性を基礎付けることが出来ないこと、である。

すなわち、マイナポータルを利用するには、動作環境を整備するのに高度なIT能力と設備費用を要し、適宜のアップデートも必要となり、実際にマイナポータルを利用する国民はごく少数にとどまることが明らかである。したがって、マイナポータルの存在は、国民の利便性向上につながるものではなく、マイナンバー制度導入の必要性を基礎付ける理由にはならないのである。

被告は、この点について何ら反論をしないのであるから、原告の主張に対する反論となっていない。

- 3 また、原告は、マイナポータルについて、その設定や利用を自ら行えない者は知人や業者に依頼せざるを得ず、第三者の介在による個人情報の不正入手や悪用等のリスクが高まる点を主張し、それに加えて、マイナポータルの動作環境のシステムとしての脆弱性も主張した。被告はこのうち、動作環境のシステムの脆弱性についてのみ、反論する。

そして、被告の反論は、ファイヤウォール、データ及び通信経路の暗号化などの方法により不正アクセスに対する防御を行っていることや、データ保護、マルウェア対策、不正アクセス等のセキュリティ対策を行って不正アクセス等を防ぐ仕組みが構築されているというものであるが、これらは当然の対策である。これらの対策が取られていてもなお、個人情報の大量流出事件や、サイバーテロに代表される不正アクセス事件が後を絶たないのである。したがって、被告の主張によつては、マイナポータルによる個人情報の不正入手や悪用等のリスクの高まり

を否定することはできていない。

- 4 以上のとおり、マイナポータルの存在は、国民生活の向上に資するものでない一方、個人情報の不正入手や悪用等のリスクを高めるものであって、マイナンバーカード導入の必要性を基礎付けるものではないことが明らかである。

第6 被告第4準備書面第3の2(4)への反論

- 1 被告は、番号制度で取り扱う情報については「一元管理」は行わず「分散管理」の方法を探っており、「全て常時同一のシステムの一つのデータベースに集約されているようなことはない。したがって・・・」として原告の主張が失当であると主張する（被告第4準備書面17頁）。

しかし、被告のこの反論は、被告が現代社会のコンピュータネットワークシステムについて何ら理解していない、あるいは原告の主張を誤解あるいは誤導しようとしているとしか言いようがないものである。「一元管理」か「分散管理」かが問題なのではない。ネットワークシステム上に、「個人番号で紐づけられた」情報があることそのものが問題なのである。

現代社会のコンピュータネットワークシステムを利用した管理システムとしては、近時、貨幣として流通するようになったビットコイン等の仮想通貨の管理システムがあげられる。仮想通貨は、そのほとんどが従来のような国家等の単一の組織が管理するのではなく、基本的にプログラムによって管理され、インターネットでつながれたネットワーク参加者が協力して、当該仮想通貨による取引を確認し取引処理を行うにあたり、分散型のネットワークを採用している。いわゆる中央のサーバーによる「一元管理」ではなく「分散管理」となっており、世界中の誰もが仮想通貨取引を各自のコンピュータに「記帳」することでその管理に参画できる管理システムを探っている。

つまり、仮想通貨の取引情報は、「全て常時同一のシステムの一つのデータベースに集約されているようなことはない。」しかし、インターネットに接続された

参加者 1 台 1 台のコンピュータに取引履歴が分散記帳されることによって、管理されているのである。

被告のいうような「特定の機関に（個人）情報を集約して单一のデータベースを構築する『一元管理』」などという管理方法を探らなくとも、ネットワークシステムにつながっているかぎり、そのネットワークシステム上でマイナンバーにより紐づけられた情報は、参加者全員にとって物理的にアクセス可能な状態に置かれるのである。

ここに原告が繰り返し指摘するマイナンバー制度の根本的危険性が存するのである。

したがって、被告の主張は、およそ反論の態をなしていない。

2 また、被告は「各行政機関が特定個人情報を提供することができる場合」は法令で定められていると主張するとともに（同準備書面 18 頁）、「個人番号が利用可能な範囲」も法令により個別具体的に規定されていると主張して（同準備書面 19 頁）、「プロファイリング」の危険という原告の主張は失当であると述べる。

しかし、法令で定められているから「プロファイリング」の危険が全くないというのは論理の飛躍である。

法令で定められたやり方を行政機関職員が守っていなかったということは十分ありうることである。近時報道されている厚生労働省での賃金構造基本統計問題は、まさに行政機関職員が法令等で定められた統計手法を、勝手に守らず、しかもその法令等違反の統計手法が職員の異動にもかかわらず長年にわたって意図的に続けられてきたという問題である。

また、DV 被害者の住所情報等が行政機関を通じて DV 加害者に伝わってしまったという問題はしばしば報道されているし、行政機関職員が自らの個人的関心から市民の個人情報を閲覧していたとの問題もまた報道されている。取り扱う行政機関の職員の故意あるいは過失のほか、行政機関のネットワークシステムに対する悪意ある攻撃、これらによつてもプロファイリングの危険はある。

原告らが問題としているのは、被告が構築するネットワークシステムの中で種々の個人情報を紐づけていることそのものなのである。マイナンバーによる個人情報の紐づけがなければ、さまざまな個人情報を同一個人の情報として分析するプロファイリングの危険は格段に減少する。

したがって、この点の被告の反論も、当を得ていないものである。

以上